

栃労発基 0215 第 5 号
令和 3 年 2 月 15 日

関係団体の長 殿

栃木労働局長



特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

労働行政の推進について、日頃より格段の御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記については、令和 3 年 1 月 26 日付け基発 0126 第 2 号をもって厚生労働省労働基準局長より別添のとおり通達があり、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 12 号。以下「再改正省令」という。）が令和 3 年 1 月 26 日に公布され、同日から施行されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、今回の改正の趣旨をご理解の上、傘下会員事業場等に対して、本改正の内容等を周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の改正の趣旨、内容等については、下記「厚生労働省ホームページ」をご参照ください。

記

厚生労働省 ⇒ 雇用・労働 ⇒ 労働基準 ⇒ トピックス

⇒ 2021 年 1 月 22 日更新

「令和 2 年 4 月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html)

